

年金記録は、

人が生きてきた「証」

Ⅱ

馬渡 徳子

※文中のMSWとは、医療ソーシャルワーカー

以下にご紹介する抄録は、昨年北信越医療ソーシャルワーク研究会にて発表した文書に、加筆しています。当事者である患者さんから、「年金改定」を知らないで、障害年金の裁定請求を諦めてしまっている全国の多様な疾患の患者さんや、支援者である医療福祉関係者に、様々な機会では是非とも知らせて欲しいという要望があり、今回「対人援助マガジン」に投稿しました。

当事者である患者さんは、昨年から患者会での発表等積極的に活動されておられます。

はじめに

関節リウマチは、「専門医以外の医師による初期確定診断が困難な症例」の一つである。その為に、保険料納付要件など一定の条件を満たしているにもかかわらず、様々な事情から初診証明を取れずに、障害年金の裁定請求を断念している患者さんは、意外に多い。今回、「20歳以降に初診日があるケース」で、「医師・

歯科医師以外の複数の第三者による証明」で、裁定請求を行い、当初の予測通りの却下通知受理。主治医・法人顧問社会保険労務士・弁護士と共に代理人チームを結成し、三年にわたる行政不服審査請求・再審査請求を当事者主体で闘ってきた成果と課題について報告する。

倫理的配慮

本案件の当事者に対し、研究目的の趣旨と内容、個人を特定できるような情報は公表しないことを伝え、発表の承認を得た。

当事者プロフィール

30歳代 関節リウマチ
被用者保険本人 障がい者雇用枠就労
身体障害者手帳一種一級
特別障害者手当受給
障害者総合支援法・障害認定区分 5

主治医が、学術的に論破した。

障がいの進行による日常生活困難と就労困難な状況が継続したことにより、主治医の勧めで障害年金の裁定請求を決意した。

しかし、「法律の壁」にぶつかる。
却下通知を予測して、裁定請求に挑む。

⑤障害年金の確定は障害者総合支援法の目指す自立支援に資するものである。

←MSW・弁護士・社会保険労務士

本審査請求・再審査請求

の争点と役割分担

①複数の第三者による信憑性の高い客観的な資料を添えた第三者による初診証明を、20歳以降に初診がある場合にのみ認めていないのは、「年齢による差別」であり、「社会保障の無差別平等の原則」に反する。

←MSW・弁護士・社会保険労務士
・患者会への支援依頼
・厚労省パブリックコメントへの投稿

②「SNSの活用」という本審査請求人の強みを活かした「初診当時の状況を知る第三者である証人探し」が、時代を反映し奏効した。

③2014年7月の「大阪地裁判決」では、「複数の第三者による証明で原告側勝訴という判例」がある。←本審査請求人が探し当てた

④初診日以降に、日本リウマチ学会による「関節リウマチ分類基準」が改正されており、当時は誤診されていた可能性がある。また、改正により、明確に「罹患期間は、患者の自己申告による」とある。

←「日本リウマチ学会の指導医」である

結果 歴史的な成果と課題

2015年10月1日法改正以前の案件にて、却下通知。しかし、画期的な法改正(厚生年金法施行規則等の一部を改正する省令公布)2015年9月24日があり、法改正後に再度裁定請求し、2017年6月認容。

様々な機会に、当事者と共に、患者と医療福祉関係者に周知していくことが課題である。

「権利は、闘う者(国民)の手にある」
故金沢大学法学部名誉教授 小川 政亮氏の明言がある。

「権利としての社会保障制度」は、私たち国民の「不断の努力」によって、「かちとってきた成果」であると、1980年に金沢大学に赴任された先生、先生の育てられた大学研究者、弁護士、私たちソーシャルワーカーは学び、確信してきた。今回の事案支援にあたった社会保険労務士と弁護士も、「石川県医療福祉問題研究会」のメンバーの一人である。また、石川県医療ソーシャルワーカー協会の顧問社会保険労務士であり、私の所属法人の顧問弁護士と社会保険労務士であることから、無報酬で支援を行っている。

私は、こうした「仕組み」をつくってきた自分の所属組織と、医療福祉問題研究会を、心から誇りに思っている。